

国の基本指針の概要

介護保険法第116条第1項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。市町村は基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされていることから、基本指針は計画作成上のガイドラインとなっています。

7月に開催された社会保障審議会介護保険部会において、基本指針の本文案が諮られています。

第9期基本指針の見直しのポイント

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

- 今後の高齢者の増減について関係者と共有し、介護サービス基盤整備のあり方を議論し、既存施設や事業所の今後のあり方も含めて検討する
- 住民の加齢により医療及び介護の効率的かつ効果的な提供が重要になることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を計画的に定めるよう努める
- 在宅の要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及を図る
- 地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をする
- 訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図る。そのため、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行う

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組む
- 総合事業の多様なサービス等において、地域住民の主体的な参画を促進していく
- 総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、それぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設ける
- 地域リハビリテーション支援を推進するため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行う
- 家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組を行うとともに、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図る
- 以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等
 - ・居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象を拡大及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務による一定の関与を図る
 - ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点を活用したセンター業務の体制整備を推進
- 重層的支援体制整備事業などによる障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進

- PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組む。また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として対応
- 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれるため、住まいの確保
- 自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を市町村が実施主体となって整備し、活用促進を図る
- 保険者機能の強化として、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組む
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進
- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、離職防止、外国人材の受入環境整備
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する支援・施策を推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくため、指定申請や報酬請求等に係る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて取り組む
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進
- 高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備